

令和 7 年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料1

Q & A形式の解説資料（行政手続・支援編）

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議

令和7年8月27日取りまとめ

目次

1	総論	2
2	ひとり親家庭支援関係	3
3	児童扶養手当関係	3
4	障害者支援関係	4
5	住民票関係	5
6	民事法律扶助関係	6
7	税金（扶養控除）関係	6
8	学校関係	7
9	医療費助成関係	12
10	健康保険関係	12
11	生活保護関係	14
12	DV被害者保護・支援関係	14

令和 7 年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料2

1 総論

新民法第824条の2において、「親権は、父母が共同して行う」と定めている趣旨は、子に関する各種の行政手続の申請書等に父母双方の署名・押印を必須とする趣旨か。また、申請書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、同条の趣旨に反するか。	子に関する各種の行政手続について、誰がその申請等を行うことができるかについては、民法の規定のみによって一義的に定まるものではなく、その行政手続の根拠となる法令等の規定に基づいて検討する必要がある。 新民法第824条の2が親権を「父母が共同して行う」と定める趣旨は、旧民法の解釈と同様に、身上監護や財産管理等の親権行使が、父母の共同の意思で決定されることをいい、その親権行使の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではない。申請書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、同条の趣旨に反しない。
共同親権下にある子については、行政手続の名宛人は父母双方とすべきか。	行政手続を子本人に対して行うべきか、「保護者」等に対して行うべきかは、その行政手続の根拠となる法令等によって定まる。 行政手続を子本人に対して行う場合に、民法上の法定代理人を名宛人に行うことができるかはその行政手続の根拠となる法令等の解釈による。なお、民事法上は、一般に代理人が複数いる場合でも、相手方は代理人のうちの一人に対して意思表示をすることができる」と解されている。 行政手続を「保護者」等に対して行う場合の名宛人については、根拠法令の解釈による。
学校や教育委員会、医療機関等は、親権者同士の意見が食い違っている場合のように、個別・具体的な事案の対応において困った場合には、どこに相談したらよいか。	民法の規律（親権・監護権の帰属、代理による契約締結等、子の監護・教育に関する方針の決定）や、令和6年民法等改正法の内容については、法務省民事局に相談されたい。 個々の行政手続に係る根拠となる法令等の解釈・運用については、その法令等の所管庁に相談されたい。 個別・具体的な事案については、弁護士に相談する等されたい。

令和 7 年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料3

8 学校関係

就学すべき学校の指定等の事務について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、全ての親権者を名宛人とする必要があるか。	就学すべき学校の指定等の後続く、就学校変更の申立て等の保護者による行為は、「監護及び教育に関する日常の行為」に当たらず、婚姻中の父母双方が親権者である場合や離婚後の父母双方が親権者と定められている場合を含め、全ての親権者の共同の意思によって親権を行使する必要がある行為に当たる。一方で、学校や教育委員会は、親権や監護権に関する情報を知り得る立場になく、また、一般論として、これまでの実務上の取扱いにならない、親権行使に当たり、申請書等への一方の親権者の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、改正法の趣旨に反しないとされていること等を踏まえ、名宛人については、例えば、「〇〇〇〇（子供の名前）の保護者」宛てとするなどの工夫が考えられるが、個別具体的な事情を踏まえて、各教育委員会及び学校において適切に判断されるべきものである。
保護者（子に対して親権を行う者）が行うべき、就学校変更の申立て（学校教育法施行令8条）を監護権者が単独で行うことは可能か。	就学校変更の申立ては、「監護及び教育に関する日常の行為」ではないものの、民法第820条に規定する「監護及び教育」に関する事柄である。新民法第824条の3第1項において、監護者（監護をすべき者）は、「監護及び教育」に関して、親権を行う者と同一の権利義務を有し、また、単独ですることができると定められている趣旨を踏まえれば、学校教育法において「保護者（子に対して親権を行う者）」が行うこととされている行為を、監護者が単独で行うことについては差支えない。また、就学校に関し、監護者として指定されていない親権者と、監護者の意向が異なる場合には、新民法第824条の3第2項の趣旨により、監護者の意向が優先することになる。 なお、学校や教育委員会は、親権や監護権に関する情報を知り得る立場になく、また、これまでの実務においては、同居親に親権や監護権があるものと推定して手続を行ってきたこ

令和 7 年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料4

	とに鑑みれば、今後も同様の推定の下に各種手続きを進めることは、改正法の趣旨に反するものではない。ただし、保護者等から、監護権、親権に関する事実関係等について申告があった場合には、その申告に基づいて適切に対応されるべきものである。
就学援助制度について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、支援の認定を受ける際に、父母双方の収入を考慮することとなるか。	就学援助は学校教育法第19条に基づき、保護者（親権者）に対して市町村が支援する制度であり、支援対象は、保護者のうち、生活保護法上の「要保護者」と、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」となる。 就学援助の実施主体は市町村であり、認定基準は各市町村において定められているので、詳しくはお住いの市町村教育委員会にご相談いただきたい。
就学援助制度について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、支援の認定を受ける際に、父母双方の同意が必要になるのか。	就学援助は学校教育法第19条に基づき、保護者（親権者）に対して市町村が支援する制度である。 就学援助の申請手続きは、支援を受けようとする保護者が、自身に対する支援を受けるために申請手続きを行うものであるため、その申請手続きは子に対する親権の行使にあたらない。このため、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後に父母双方が親権者である場合にも、父母双方の同意がないと申請できないものではない。
高等学校等就学支援金について、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合、支援の認定においては、父母双方の収入を考慮することとなるか。	高等学校等就学支援金は、高校など（※）の授業料の負担を軽減することを目的としている。多くが未成年である高校生の就学の費用を負担する責任を負うのは主に親権者であると考えられるため、支援の認定において、親権者等の収入に基づいて判定をしている。 このため、離婚後に父母双方が親権者である場合は、親権者が2名であるため、基本的に

令和 7 年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料5

	は2名分の収入に基づいて判定を行うが、例外を設けることとする。例外の具体的な内容としては、親権者が2名である場合であっても、その後、DVや児童虐待等により接触すると危害が及ぶ可能性がある場合や、失踪していて連絡が取れない場合等であり、この他にも、支援を必要とする高校生に支援を届けられるように、配慮すべき事項等について検討を進めている。 また、離婚後にどちらか一方が親権者となった場合には、一方の親権者のみの収入に基づいて判定をすることとなる。 なお、これまでも、従来の親権制度において婚姻中で父母双方が親権者である場合は、婚姻中は親権者が2名であるため、基本的には2名分の収入に基づいて就学支援金の判定を行っているが、DVや児童虐待があった場合等の例外を設けており、親権者の状況に応じて柔軟に対応することができるようになっている。 ※ 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など
高校生等奨学給付金について、①婚姻中で父母双方が親権者である場合や、②離婚後の父母双方を親権者と定めた場合は、給付の認定においては、父母双方の収入を考慮することとなるか。	高校生等奨学給付金は、高校の授業料以外の教育費の負担を軽減することを目的としている。多くが未成年である高校生の就学の費用を負担する責任を負うのは主に親権者であると考えられるため、給付の認定において、親権者等の収入に基づいて判定をしている。令和6年度現在では、高等学校等就学支援金法に規定する保護者等であって、生活保護世帯又は非課税世帯の親権者を対象としており、高等学校等就学支援金制度と同様に、DVや児童虐待があった場合等の例外を設け、親権者の状況に応じて柔軟に対応することができるようにな

令和7年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料6

	っている。 現在、就学支援金制度との判定方法の統一化に向けた地方からの要望があることや、奨学給付金の対象世帯の拡大について概算要求を行っていることなどから、共同親権の制度が開始するまでに制度に変更が生じる可能性がある。このような状況も踏まえつつ、共同親権の導入後も、支援を必要とする高校生に支援を届けられるように、配慮すべき事項等について引き続き検討を進めている。
高校等専攻科の生徒への修学支援について、離婚後共同親権制度の導入により支援の認定に影響はあるのか。	高校等専攻科の生徒への修学支援は、高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料等の負担を軽減することを目的としている。高等学校専攻科は高校等を卒業した後に入学する教育課程であることから、大学など高等教育段階の修学支援制度に準じた支援の仕組みとしており、かつ、高等学校専攻科の生徒は、一般的には入学時点で成人年齢に達しており、生徒の成人後は親権が消滅することから、生計維持者の収入を考慮して認定を行う仕組みとしている。このため、離婚後共同親権制度の導入により支援の認定に変更が生じることはない。
特別支援教育就学奨励費について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には支弁区分の決定の際に、父母双方の収入を考慮することとなるか。	特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に基づき、障害のある幼児児童生徒の就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校等に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて支弁区分を決定し、就学のために必要な経費を支援する制度である。 支弁区分の決定に当たっては、親権者に限らず、親権者の属する世帯全体の収入等を算定の基礎としていることから、父母双方が親権者である場合においても、申請者となる親権者が属する世帯全体の収入等を算定の基礎とし、支弁区分を決定することとなる。

令和7年9月定例会 田中志保議員 総括質問資料7

12 DV被害者保護・支援関係

女性支援新法や配偶者暴力防止法に基づき、女性相談支援センター等でDV被害者の一時保護を行う際、被害者の子を同伴児童として保護する場合があるが、今般の改正により、こうしたDV被害者の保護や支援にどのような影響が生じるか。

今般の改正では、

- 家庭裁判所が親権者を指定する際、虐待等、父又は母が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、配偶者へのDVのおそれがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合等には、必ず単独親権とすること
- DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当すること（※加害行為が現に行われているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。）
- このDVや虐待に関しては、殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴うものに限定されないこと

とされており、DVや虐待のおそれがあるケースに配慮されたものとなっている。

女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の機関が行うDV被害者の保護や支援において、これまでも、共同親権であった婚姻中のDV被害者やその子に対して、一時保護等を含む必要な支援を提供することが行われてきたところであり、今般の改正により、その取扱いに変更が生じるものではない。女性相談支援センター等の機関においては、DV被害者の立場に立って相談に応じ、その相談内容に基づき、DVから保護することが必要であると判断した場合には、上記のとおり、DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当することとされていることを踏まえ、ためらうことなく一時保護等の必要な支援を行う必要がある。